

櫛田川自然再生推進会議 規 約 (改定案)

(名称)

第1条 本会は、「櫛田川自然再生推進会議」（以下、「推進会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、『櫛田川がつなぐ人と自然・文化』を目標とした「環境の連続性の再生」「氾濫原・湿地環境の再生」「川と地域のつながりの再生」を実施するに当たり、地域住民、関係団体、学識者・有識者、行政機関が連携して活動を推進する事を目的とする。

(活動内容)

第3条 推進会議は第2条の目的を達成するために、必要な情報共有、意見交換等を行う場とする。

(委員)

第4条 推進会議の委員は地域住民、関係団体、学識者・有識者、行政機関の委員で構

成するものとし、三重河川国道事務所長が委嘱する。

2. 推進会議の構成は、別紙1のとおりとする。

(座長)

第5条 推進会議には座長をおき、委員の互選によりこれを定める。

2. 座長は会務を総括し、座長が不在の場合、予めその指名する委員がその職務を代理する。

(組織)

第6条 推進会議には、専門的事項や内容に応じて協議・調整を行う場として、専門部会を設置できるものとする。

2. 専門部会の委員は、推進会議の委員から選任する。

3. 専門部会で協議・調整する内容は、座長の下承を得て、別途、定める。

4. 専門部会では、協議・調整した結果をとりまとめ、推進会議に報告する。

(運営)

第7条 推進会議の議長は、座長がこれにあたる。

2. 専門部会の運営方針は、専門部会で定める。

(情報公開)

第8条 推進会議の会議、会議資料、議事概要については、生物の保護上または個人情報
の保護上支障のある場合を除き、原則公開とし、三重河川国道事務所の
ウェブページにおいて閲覧できるものとする。

(事務局)

第9条 推進会議の事務局は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所にお
く。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会
議においてこれを定める。

付則

(施行期日)

この規約は、平成28年2月3日から施行する。

この規約は、平成28年7月5日から施行する。

この規約は、平成29年8月1日から施行する。

この規約は、平成31年2月7日から施行する。

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

この規約は、令和4年3月22日から施行する。

この規約は、令和5年4月25日から施行する。

この規約は、令和7年3月17日から施行する。

「櫛田川自然再生推進会議」委員名簿

地域住民

役 職	所 属・役 職 名	専門部会	
		技術	地域連携
委員	松阪市西黒部まちづくり協議会 会長		○
委員	松阪市東黒部住民自治協議会 会長		○
委員	松阪市あさみ住民自治協議会 会長		○
委員	松阪市機殿住民自治協議会 会長		○
委員	松阪市掬水住民自治協議会 会長		○
委員	松阪市漕代まちづくり協議会 会長		○
委員	松阪市射和まちづくり協議会 会長		○
委員	多気町津田地区牧 区長		○
委員	多気町津田地区鍬形 区長		○
委員	多気町津田地区井内林 区長		○
委員	多気町津田地区佐伯中 区長		○
委員	多気町津田地区三疋田 区長		○
委員	多気町津田地区四疋田 区長		○
委員	多気町相可地区相可一区 区長		○
委員	多気町相可地区相可二区 区長		○
委員	多気町相可地区荒蒔 区長		○
委員	多気町相可地区兄国 区長		○
委員	多気町相可地区上朝長 区長		○
委員	多気町相可地区中朝長 区長		○
委員	多気町相可地区下朝長 区長		○

(順不同)

関係団体

役 職	所 属・役 職 名	専門部会	
		技術	地域連携
委員	佐奈川を美しくする会 会長		○
委員	一般社団法人松阪市観光協会 専務理事		○
委員	多気町観光協会 会長		○
委員	多気町商工会 会長		○
委員	櫛田川祓川沿岸土地改良区 事務局長	○	
委員	櫛田川第一漁業協同組合 代表理事組合長	○	○
委員	櫛田川河川漁業協同組合 代表理事組合長	○	○
委員	櫛田川上流漁業協同組合 代表理事組合長		
委員	櫛田川漁業組合連合会 会長	○	○

(順不同)

学識者・有識者

役 職	氏 名	専門等	所 属・役 職 名	専門部会	
				技術	地域連携
委員	まつお なおき 松尾 直規	河川工学	中部大学 名誉教授	○	
委員	かわむら こういち 河村 功一	魚類	三重大学大学院 生物資源学研究科 教授	○	
委員	たしろ たかし 田代 喬	河川生態	名古屋大学 減災連携研究センター 減災研究連携領域/ライフライン防災（東 邦ガスネットワーク）産学協同研究部門 特任教授	○	
委員	きたむら じゅんいち 北村 淳一	生物	三重県総合博物館 主幹兼課長代理	○	○

(順不同)

行政関係

役 職	所 属・役 職 名	専門部会	
		技術	地域連携
委員	三重県 企業庁 中勢水道事務所 副所長	○	
委員	三重県 松阪農林事務所 農村基盤室 農村計画課 課長	○	
委員	三重県 津農林水産事務所 水産室 漁政課 課長		○
委員	松阪市 産業文化部 農村整備課 課長	○	
委員	明和町 産業振興課 課長	○	
委員	松阪市 産業文化部 農水振興課 課長		○
委員	多気町 建設課 課長		○
委員	多気町 町民環境課 課長		○
委員	多気町 農林課 課長		○
委員	国土交通省蓮ダム管理所 所長		
委員	国土交通省三重河川国道事務所 所長		
事務局 代表	国土交通省三重河川国道事務所 副所長	○	○

(順不同)